

会議の公開等について

- 1 会議は原則として公開とする。
- 2 議事要旨については、発言者を明示しない形で案を事務局において作成し、参加者の確認を受けた上で公開する。
- 3 配付資料は原則として公開する。
- 4 個別の事情に応じて、会議又は資料を非公開とするかどうかについての判断は、検討会座長に一任するものとする。